

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

			課税期間	． ． ～ ． ．	氏名又は名称		
項 目				旧 税 率 適 用 分 A	税 率 4% 適 用 分 B	合 計 金 額 (A + B) C	
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)			①	円	円	円
	免 税 売 上 額			②			
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額			③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)			④			※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)			⑤			
	非 課 税 売 上 額			⑥			
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)			⑦			※申告書の⑯欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)						[%] ※端数 切捨て	
	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)			⑧			
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額			⑨			
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額			⑩			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額			⑪			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨ + ⑩ ± ⑪)			⑫				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が9.5 % 以上の場合 (⑫の金額)			⑬				
課 税 5 億 95 万 円 以上未 超割満 が又合 はが場 合	個 別 対 応 方 式	⑫ のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭				
		⑫ のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑮				
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 〔⑭ + (⑮ × ④ / ⑦)〕	⑯				
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑫ × ④ / ⑦)	⑰				
控 除 の 税 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			⑱			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額			⑲			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑬、⑯又は⑰の金額) ± ⑱ ± ⑲〕がプラスの時			⑳	※付表1の⑧A欄へ	※付表1の⑧B欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑬、⑯又は⑰の金額) ± ⑱ ± ⑲〕がマイナスの時			㉑	※付表1の⑦A欄へ	※付表1の⑦B欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			㉒	※付表1の⑦A欄へ	※付表1の⑦B欄へ		

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。(H24.4.1以後開始課税期間用)

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

この付表は、次の 1 又は 2 に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同条第 3 項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- 1 簡易課税制度を選択していない事業者
- 2 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える事業者